

警察官のための

わかりやすい

刑法

第2版

佐々木 知子 著

立花書房

警察官のための
わかりやすい

刑法

第2版

佐々木 知子 著

立花書房

第2版はしがき

早いもので、初版を出してから8年が経ちます。全く一から構成をして、書き進めて、本にするまでは一苦労でしたが、いったん出してみると、自らの授業はこれに沿って進めればよいので、大変楽になりました。

出版社がスタジオジブリの元スタッフに依頼してくれた漫画の存在も大きく手伝い（笑）、とても分かりやすいと学生たちも言ってくれます。私自身はこの教科書の説明を主体にして、検事時代の経験談や、今起こっている事件などを取り上げるのですが、刑法に興味を持ってくれる学生も多くいて、有り難いことだと思っています。うち何人が警察官になってくれたでしょうか？

物事はなんであれ、「好きこそもの上手なれ」です。まずは興味を持つことから始まります。そして「基本に忠実に」は、ひとりお稽古事に限らず、何にでも言えることです。良い師は自分で選べないかも分かりませんが、良い基本書を選ぶことは、無駄のない勉強法の一番の近道だと思っています。

幸い警察官の方々などにも大変好評ということで、版を重ねてきました。昨今は刑法や民法といった基本法も改正が多く、その度毎に私も小さく手直しをしてきましたが、2022（令和4）年から2023（令和5）年にかけて大きな改正がなされたため、この度、第2版として出させてもらうことになりました。改正の二本柱は、懲役・禁錮の自由刑を「拘禁刑」に単一化すること（実施は令和7（2025）年6月の予定）及び、性犯罪を「強制わいせつ・性交等罪」から抜本的に変えて「不同意わいせつ・性交等罪」にしたことです。

この教科書が今後も皆さまのお役に立ち、ひとりでも多くの方が刑法を好きになって下されば、著者としてもとても嬉しい限りです。

2023年 秋

佐々木 知子

はしがき

弁護士業の傍ら、週1日帝京大学法学部で教えるようになって10年になります。常に心がけているのは、実務に即したとにかく分かりやすい授業を、ということ。これだけ毎日のように刑事事件が起き、誰にでも身近なことなので、興味を持ちさえすれば、そしてちゃんと勉強さえすれば、刑法を理解するということはさほど難しくはないはず。しかし、なぜそうではないのでしょうか。来し方を振り返ってみると、刑法では学説を教えられすぎていて、まるで迷路に迷い込んだようになってしまっていたことに思い当たります。

検事15年の経験から言うと、実務で重要なのはただ1つ、判例です。つまり、先例としての拘束力を持つ判決が大事だということです。それ以外については、迅速かつ的確に、いかに正しい証拠を把握して真犯人を捕まえるか、そしていかに正しい事実に通じつかかであり、こちらはいわば常識でありセンスです。

本書は、とくに実務に携わる警察官を念頭に置いて、できるだけ分かりやすい刑法にしました。もちろん、財産犯の捜査には民法も必要なので、少しは触れています。学説上は争いがあるところも思い切って省いているので、興味があればさらに詳しい本で勉強をしてください。まずは細かい所、分からない所は飛ばしての一読をお勧めします。そうやって全体像を頭に入れたうえで、最初からじっくり読み直すと、頭に入ってきやすいです。その際には六法（是非最新版を！）を手元において、面倒でも各条文を見るよう心がけてください。

私自身の勉強法は今でも、常に基本書中心です。大事だと思うところに線を引き、疑問に思うことを鉛筆で書き込んでいきます。次に読んだときにその疑問が解消していれば書込みを消し、新たな疑問を書き込むのです。だんだんと山の頂上が見えてくればしめたものです。この本が皆さまのお役に立ち、少しでも刑法を理解していただければ、著者としてこれ以上の喜びはありません。

2015年 夏

佐々木 知子

警察官のためのわかりやすい刑法〔第2版〕／目次

第2版はしがき

はしがき

凡 例

第1章 序 論

1 法律の体系について	1
(1) 基本法	1
(2) 民事法と刑事法	2
(3) 実体法と手続法	3
(4) 一般法と特別法	3
2 刑法の制定・改正	3
(1) 刑法の制定	3
(2) 刑法の改正	4
3 刑法の構成	5
(1) 刑法の構成	5
(2) 刑法総論	5
(3) 刑法各論	6
(4) 特別刑法	8
4 刑法の役割——刑法の謙抑性	9

第2章 犯罪論の体系

1 近代法の経緯	11
(1) 近代への歩み	11
(2) 人権宣言の意義	12
2 罪刑法定主義	12
(1) 罪刑法定主義について	12
(2) 明確性の原則	13
(3) 事後法（遡及処罰）の禁止	14
(4) 類推解釈の禁止	14

3	責任主義	15
	(1) 責任の内容	16
	(2) 両罰規定	16
4	法益侵害主義	17
	(1) 違法の本質	17
	(2) 結果無価値と行為無価値	17
5	犯罪の定義	18
	(1) 犯罪の成立要件	18
	(2) 行為について	18
	(3) 構成要件について	19

第3章 刑 罰

1	刑罰の種類	21
	(1) 死刑 (11条)	21
	(2) 拘禁刑 (12条)	22
	(3) 罰金 (15条)	23
	(4) 拘留・科料	24
	(5) 没収 (19条)	24
2	刑の適用・量定	25
	(1) 刑の適用	25
	(2) 刑の量定	26
	(3) 執行猶予	27
3	刑罰の目的	29

第4章 構成要件

1	構成要件の機能について	30
	(1) 犯罪個別化機能	30
	(2) 故意規制機能	35
	(3) 違法性推定機能	36
	(4) 解釈における判例の意味	36
2	構成要件の要素——主体、行為、結果	37
	(1) 主体	37
	(2) 行為	38
	(3) 結果	38

3	不作為犯	40
	(1) 真正不作為犯について	41
	(2) 不真正不作為犯について	42
	(3) 不真正不作為犯が成立する罪名・判例について	44
4	因果関係	49
	(1) 因果関係の意義	49
	(2) 因果関係が問題になる事例	50
	(3) 不作為犯・過失犯における因果関係	53
5	主観的違法要素	55

第5章 違法性

1	可罰的違法性	57
2	違法性阻却事由について	58
	(1) 正当行為と緊急行為	58
	(2) その他の違法性阻却事由	59
3	正当行為	60
	(1) 法令による行為	60
	(2) 正当な業務による行為	61
4	緊急行為	63
	(1) 正当防衛	63
	(2) 緊急避難	66
5	超法規的違法阻却事由	69
	(1) 自救行為	69
	(2) 被害者の同意	70

第6章 責 任

1	責任の意義	74
	(1) 道義的責任	74
	(2) 行為責任	75
2	責任能力	76
	(1) 精神障害による場合	76
	(2) 責任無能力者に対する措置	81
	(3) 刑事責任年齢	83
	(4) 原因において自由な行為	84
3	故意	86
	(1) 故意の意義	87
	(2) 故意の種類	88
	(3) 事実の錯誤	90
	(4) 違法性の錯誤	94
4	過失	99
	(1) 過失の意義	99
	(2) 過失の種類	100
	(3) 注意義務の内容	101
	(4) 信頼の原則	104
	(5) 複数者の過失	104
5	期待可能性	106

第7章 未 遂 犯

1	未遂犯の意義・種類	108
2	実行の着手	109
	(1) 実行の着手時期	109
	(2) 予備	112
3	中止犯	113
	(1) 中止犯の意義	113
	(2) 着手未遂と実行未遂	114
4	不能犯	116

第8章 共 犯

1 共犯の基本問題	118
(1) 共犯の種類	118
(2) 共犯の性質	119
2 共同正犯	120
(1) 共同正犯の意義	120
(2) 共謀共同正犯	120
(3) 過失の共同正犯	122
(4) 承継的共同正犯	123
3 教唆犯・従犯	124
(1) 教唆犯の意義と要件	124
(2) 間接正犯	125
(3) 従犯の意義と要件	126
(4) 従犯と共同正犯の区別	126
4 共犯の諸問題	127
(1) 共犯と身分	127
(2) 共犯と錯誤	128
(3) 共犯の中止ないし共犯からの離脱	129
(4) 必要的共犯での問題	130
(5) 予備罪の共犯	131

第9章 罪 数 論

1 併合罪（45条）	132
2 科刑上一罪（54条）	134
(1) 観念的競合（1項前段）	134
(2) 牽連犯（1項後段）	136
3 本来的一罪	137

第10章 殺人の罪

1 法益・構成	139
2 「人」の始期及び終期	140
3 殺人罪	141
(1) 客体・行為・故意	141
(2) 未遂・予備	143
4 自殺関与罪	143
(1) 自殺教唆・幫助罪	143
(2) 囑託・承諾殺人罪	145

第11章 傷害の罪、過失傷害の罪

1 傷害の罪	146
(1) 法益・構成	146
(2) 暴行罪	146
(3) 傷害罪	148
(4) 傷害致死罪など	149
(5) 凶器準備集合・結集罪	151
2 過失傷害の罪	152
(1) 過失傷害・過失致死罪	152
(2) 業務上過失致死傷罪	152
3 自動車運転に関する特別法	153

第12章 墮胎の罪、遺棄の罪

1 墮胎の罪	154
(1) 意義・構成	154
(2) 母体保護法	155
2 遺棄の罪	156

第 13 章 逮捕及び監禁の罪、脅迫の罪、略取、誘拐及び人身売買の罪

1 逮捕及び監禁の罪	158
2 脅迫の罪	159
(1) 脅迫罪	159
(2) 強要罪	160
3 略取、誘拐及び人身売買の罪	161
(1) 法益・構成	161
(2) 各種拐取罪	161
(3) その他	165

第 14 章 不同意性交等の罪

1 法改正の経緯・内容	168
(1) 法改正の経緯	168
(2) 令和 5 年改正	169
2 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪	170
(1) 条文	170
(2) 第 1 項	171
(3) 第 2 項	174
(4) 第 3 項（いわゆる性交同意年齢の引上げ）	174
3 監護者による性犯罪	175
4 不同意わいせつ等致死傷罪	175
5 面会要求等罪	176
6 性的姿態撮影等処罰法	177

第 15 章 住居を侵す罪、秘密を侵す罪

1 住居侵入罪	178
(1) 正当な理由	178
(2) 客 体	179
(3) 不 退 去 罪	180
2 秘密漏示罪	180
(1) 秘密漏示罪	181
(2) 信書開封罪	183

第 16 章 名誉に対する罪、信用及び業務に対する罪

1 名誉毀損罪	184
(1) 本罪の構成要件	184
(2) 事実の証明の特例	186
(3) 侮 辱 罪	188
2 信用毀損・業務妨害罪	188
(1) 信用毀損罪	189
(2) 偽計業務妨害罪	189
(3) 威力業務妨害罪	190
(4) 電子計算機損壊等業務妨害罪	190
(5) 業務の意義	191

第 17 章 窃盗の罪

1 窃 盗 罪	193
(1) 財 物	193
(2) 占 有	194
(3) 窃 取 行 為	197
(4) 不法領得の意思	199
(5) 常習累犯窃盗	201
2 不動産侵奪罪	201
3 親族間の犯罪に関する特例	203
(1) 規定の趣旨	203
(2) 親族の意義	203

第 18 章 強盗の罪

1 はじめに	205
2 強盗罪（財物強盗罪）	206
(1) 暴行・脅迫	206
(2) 強 取	206
3 強盗利得罪	207
(1) 財産上の利益	207
(2) 利益の移転	208
4 準強盗罪	208
(1) 事後強盗罪	208
(2) 昏酔強盗罪	211
5 強盗致死傷罪など	211
(1) 強盗致死傷罪	211
(2) 強盗・不同意性交等罪、同致死罪	212
(3) 強盗予備罪	213

第 19 章 詐欺の罪、恐喝の罪

1 詐欺の罪	214
(1) 詐欺罪（財物詐欺罪）	215
(2) 詐欺利得罪	216
(3) 個別の詐欺事例	216
(4) 準詐欺罪	221
(5) 電子計算機使用詐欺罪	221
(6) 特殊詐欺	223
2 恐喝の罪	223
(1) 恐 喝 罪	223
(2) 恐喝利得罪	224
(3) 権利行使と恐喝罪	224

第20章 横領の罪、背任の罪

1 横領の罪	226
(1) 横領罪	226
(2) 業務上横領罪	230
(3) 遺失物等横領罪	231
2 背任の罪	232
(1) 背任罪	232
(2) 背任と横領の区別	237

第21章 盗品等に関する罪、毀棄及び隠匿の罪

1 盗品等に関する罪	239
(1) 罪質	239
(2) 盗品等に関する罪	239
2 毀棄及び隠匿の罪	242
(1) 文書毀棄罪	243
(2) 建造物・器物損壊罪など	244

第22章 騒乱の罪、往来を妨害する罪等

1 騒乱の罪	246
2 往来を妨害する罪	247
3 その他の公共危険罪	249

第23章 放火及び失火の罪

1 法益・構成	251
2 現住建造物等放火罪	252
(1) 客体	252
(2) 行為	253
3 非現住建造物等放火罪	254

4 建造物等以外放火罪	255
5 延焼罪	255
6 失火罪・業務上失火罪など	256

第24章 通貨偽造の罪、文書偽造の罪等

1 通貨偽造の罪	257
(1) 通貨偽造・同行使罪	257
(2) その他	258
2 文書偽造の罪	259
(1) 意義・構成	259
(2) 公文書関係	261
(3) 私文書関係	264
(4) 電磁的記録不正作出及び供用罪	266
3 その他の偽造罪	267
(1) 有価証券偽造の罪（第18章）	267
(2) 支払用カード電磁的記録に関する罪（第18章の2）	268
(3) 印章偽造の罪（第19章）	270
(4) 不正指令電磁的記録に関する罪（第19章の2）	271

第25章 わいせつの罪、賭博の罪、死体遺棄等の罪

1 わいせつの罪	273
(1) 公然わいせつ罪	273
(2) わいせつ物頒布等罪	274
2 賭博の罪	275
(1) 意義	275
(2) 各罪	276
3 死体遺棄等の罪	277

第26章 公務の執行を妨害する罪

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 内乱・外患・国交に関する罪 | 279 |
| 2 公務の執行を妨害する罪 | 281 |
| (1) 法益・構成 | 281 |
| (2) 公務執行妨害罪 | 281 |
| (3) 職務強要罪 | 282 |
| (4) 強制執行関係 | 283 |
| (5) 公の競売・入札関係 | 285 |

第27章 逃走の罪、犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪、偽証の罪等

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 逃走の罪 | 287 |
| (1) 自己逃走 | 288 |
| (2) 逃走関与 | 289 |
| 2 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 | 290 |
| (1) 犯人蔵匿罪 | 290 |
| (2) 証拠隠滅罪 | 291 |
| (3) 親族による特例 | 292 |
| (4) 証人威迫罪 | 293 |
| 3 偽証の罪、虚偽告訴の罪 | 293 |
| (1) 偽証罪 | 293 |
| (2) 虚偽告訴罪 | 295 |

第28章 汚職の罪

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 職権濫用の罪 | 297 |
| (1) 公務員職権濫用罪 | 297 |
| (2) 特別公務員職権濫用罪など | 298 |
| 2 賄賂の罪 | 299 |
| (1) 法益・構成 | 299 |
| (2) 収賄罪（単純収賄罪） | 302 |
| (3) 受託収賄関係 | 302 |
| (4) 加重収賄関係 | 303 |
| (5) 贈賄罪 | 304 |
| (6) 没収及び追徴 | 305 |

第29章 手続き編

1 刑法の適用範囲	306
(1) 原則——属地主義（1条）	306
(2) 保護主義（2条）	306
(3) 属人主義（3・4条）	307
(4) 外国判決の効力（5条）	308
2 刑法適用の流れ	308
(1) 捜査	308
(2) 処分	309
(3) 裁判	309
3 判例の意義	310
(1) 唯一の公権的解釈	310
(2) 三審制について	310
4 犯罪者の処遇について	312
(1) 幾重ものスクリーニング	312
(2) 刑務所内処遇	312
(3) 受刑者の移送	313
5 裁判員裁判について	314
(1) 制度の骨子	314
(2) 裁判員裁判の特色	315
事項索引	317
判例索引	323

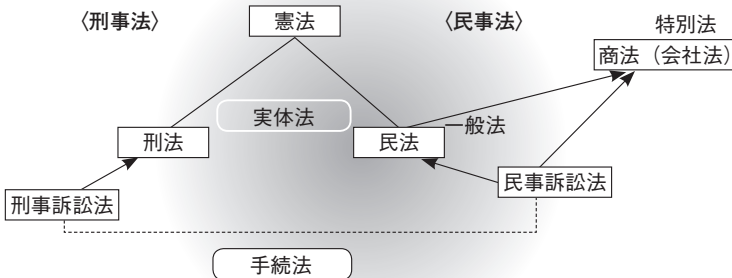
第1章 序 論

1 法律の体系について

(1) 基本法

六法という用語は法律全般をさすこともありますが、文字通り、6つの基本法のことを言います。すなわち憲法、民法、商法（会社法）、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法です（図1）。

図1



憲法は国の基本法であり、憲法というかぎり、どの国でも最低限、国民の基本的権利・義務と統治機構について定めています。人柄とか家柄とかいうように、国柄について定めたものと言えれば理解しやすいでしょう。

憲法はすべての法律の、さらに上位の法律なので、立法府は、憲法のと異なる、いかなる法律も条文も制定することができません。また、行政においては、憲法のと異なる適用の仕方は許されないのです。

そういうことが具体的な争訟となって司法で争われれば、裁判所がこれについて判断します。最高裁判所は違憲立法審査権を持つ終局的裁判所です（憲法81条）。

(2) 民法と刑法

憲法の下に位置する法律には大きく分けて、私法と公法がありますが、六法の分類としては以下が確実です。

- ・ 民法法——民法、商法（会社法）、民事訴訟法
- ・ 刑法法——刑法、刑事訴訟法

コンパクトな六法の腹の所に黒い目印がついているのは、基本法を収めた場所を示しています。大体、上記の順、つまり、

〔憲法→民法→商法・会社法→民事訴訟法→刑法→刑事訴訟法〕

となっています。

民法の基本は民法で、刑法の基本は刑法なので、ここで両者の違いにざっと触れておきます。

民法は、個人と個人の間を規制しています。近代法は各人の所有権を絶対的な存在とし（＝所有権絶対の原則）、所有物の売買、利用、放棄を認めています。自由な個人が尊重され、自分の意思で契約を締結するのもしないのも、どういう内容にするのかも、基本的に当事者の自由意思に任せられます（＝契約自由の原則）。つまり私法の領域においては、当該契約が暴行行為だったり善良な風俗に反していたりすれば例外的に無効になるだけであり（民法90条）、よほどのことがないかぎり国は当事者の自由に干渉しないのです。

つまり民法は、肝心の契約内容が明確に定められていなかったり、いざ問題が起きて互いの解釈に相違があったりするときなどに、裁判官が事後的に判断する規範として働くという役割なのです¹⁾。

対して刑法は、国家が個人の自由を強行的に規制する法律です。国家が国民に対し、こういう行為をしたら犯罪になりますよ、そうしたらこういう刑罰が科されますよと法律で予め知らせるのです（＝罪刑法定主義）。つまり、私法のように事後的な裁判官の判断規範ではなく、国民に対する事前の行為規範として働くのです。

1) ただし、原則的に自由とはいえ、昨今は私法にもかなりの数の強行法規が存在します。社会の変遷により、当事者の自由に任せていたのでは実質的な平等が保てない場合、国が制度として弱しように肩入れをするわけです。各種労働法や借地借家法、消費者保護法といったものがこれにあたります。

(3) 実体法と手続法

刑事法も民事法もそれぞれ、実体法と手続法で成り立っています。

刑事法の分野における実体法といえど何よりも刑法であり、手続法といえど刑事訴訟法です。

実体法は、例えば A が B の胸をナイフで刺して B が病院に運ばれて死亡したという事実があった場合、それが何罪に該当して刑罰はどのようなのかという事柄の実体を規定するものです。

ただしこの客観的な事実は、司法において公に明らかにされて初めて認定できるので、誰がどう捜査することができ、起訴し、どのような証拠によって有罪を認定するのかという手続きを明確に定めた法律が別に必要です。これが刑事訴訟法の役割であり、いわば両者は車の両輪です。

民事法の実体法は民法と商法（会社法）であり、手続法は民事訴訟法です。

(4) 一般法と特別法

民事法の実体法は一つ多いですね。そう、商法（会社法）です。これは民法の特別法にあたります。

普通個人が何か物を買うといった場合は民法が適用されますが、それが会社などの商人の場合にはまずは商法（会社法）が適用され、そこに規定がなければ一般法である民法に戻って、民法が適用されるのです（＝「特別法は一般法を破る」）。民事法にはその他にも多くの特別法がありますが、刑事法においても数多くの特別法があります。

刑法は一般法なので、もし該当行為が特別法に該当する場合にはまずはその特別法を適用し、そこに規定がない場合には刑法を適用します。つまり刑法を知っていないと特別法も使えないわけです²⁾。

2 刑法の制定・改正

(1) 刑法の制定

刑法は犯罪と刑罰に関する法律です。

どういう行為を犯罪と定め、それにどういう刑罰に科すかを定めた法律は数多く存在しますが、中心は明治 40（1907）年に制定された「刑法」です。刑法

2) 満 20 歳未満に適用され、実務で必須な少年法は、刑法と刑事訴訟法の特別法にあたります。

典ともいいます。

以後幾多の改正を重ねながらも基本は変わらず、1世紀を超えました。前述のように刑法は刑事法の一般法なので、狭い意味での刑法、あるいは単に刑法というときはこれを指し、本書でもこの例に倣^{なら}います。

約250年の鎖国を経て、日本は1868年の明治維新により、ようやく近代化の緒につきました。時代はすでに欧米列強が世界各地の植民地化を進めており、日本は自らが植民地にならないよう、かつまた列強に追いつき追い越せとばかり、富国強兵を旗印に、近代的な法律の整備を始めました。刑法は当初フランスに倣^{なら}って作ったのを(旧刑法)、後にドイツに倣^{なら}って制定したのが現行刑法です。なのでドイツ刑法との類似点が多いし、また難解な専門用語の多い理由は翻訳語が多いことにもよります。

(2) 刑法の改正

なにしろ古いので、抜本的に新しい刑法を作るという議論ももちろんあり、昭和48年には改正刑法草案が出来たのですが、様々な反対論があって結局実現せず、今日に至っています。

ただ国や社会の変化に合わせて、様々な改正を重ねてきました(六法を見ると、目次の前に国会で改正になった年がいくつも書かれています)。

うち大きな改正としては、

- ① 「昭和22年」——日本国憲法公布に伴う改正
- ② 「平成7年」——全文を文語体から口語体に変え、カタカナ表記をひらがな表記としたうえ、用語も平易なものとした。
- ③ 「平成16年」——有期懲役刑の最高を15年から20年に引き上げ、殺人罪の下限を3年以上から5年以上に引き上げるなど、全体的に重罰化が図られた。

また平成25年、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(以下「自動車運転処罰法」という。)の制定に伴い、危険運転致死傷罪・自動車運転過失致死傷罪が刑法から削除されました。最近では令和4年、「懲役・禁錮」を「拘禁刑」に単一化する改正がなされました(施行は令和7年予定)。

改正になった場合、その条文の後にその年と(新設)(追加)といった記載を

している六法は便利です。「の2」、「の3」といった条文はすべて改正により新設されたことを示しています³⁾。

3 刑法の構成

(1) 刑法の構成

刑法の目次を見てください。どんな法律でも（本も同じです）目次を見れば、構成が分かります。

第1編 総則（1条～72条）

第2編 罪（73条～264条）

第1編が「刑法総論」で第2編が「刑法各論」です。大学などではこの2つを分けて講義するのが普通ですが、両者は密接不可分の関係にあります。

刑法総論は、どのような場合に犯罪が成立するか、という犯罪成立要件が中心です。犯罪と認定されれば、国家が強制的な刑罰権をもって臨む以上、認定は厳格でなければなりません。結論を先に言うと、犯罪とは「当該行為が各罪の構成要件に該当し、違法で有責な行為であること」になります。

(2) 刑法総論

第1編は第1章から第13章で成り立っています。すなわち、通則（1章）、刑（2章）、期間計算（3章）、刑の執行猶予（4章）、仮釈放（5章）、刑の時効及び刑の消滅（6章）、犯罪の不成立及び刑の減免（7章）、未遂罪（8章）、併合罪（9章）、累犯（10章）、共犯（11章）、酌量減軽（12章）、加重減軽の方法（13章）。

うち、特に重要なのは、犯罪はどういう場合に成立するか（成立しないか）という、7章の「犯罪の不成立及び刑の減免」、加えて未遂罪（8章）と共犯（11章）です。とはいえ条文の数は少なく、どれも簡単に書かれているだけなので、その解釈などを学ばなければ、実務では使えません。

刑法総論は、刑法各論に規定される各罪に適用されるのはもちろん、広い意味での刑法すべてに適用されます。刑法以外のどの法律にも、犯罪成立要件や

3) ちなみに横書きの場合、第00条を §00 と表記することがあり、§00 I ①とあれば第00条1項1号ということです。

事項索引

〈あ〉

アジャン・プロヴォカトゥール 124
 後戻りための黄金の橋 113
 安否を憂慮する者 163
 安楽死 62
 硫黄による殺人企図事例 116
 毀棄 243
 一部の執行猶予 28
 一部露出説 140
 一身専属的法益 139
 一身刑罰阻却事由 203, 292
 一般的職務権限 300
 一般法 3
 一般予防 29
 移転性のある利益 207
 居直り強盗 207
 違法性推定機能 36
 違法性阻却 187
 違法性阻却事由 36, 58
 違法性の意識 95
 違法性の意識可能性 95
 違法性の錯誤 94
 意味の認識 97, 301
 医療観察法 82
 威力 190
 因果関係 49, 126
 過失犯における因果関係 55
 不作為犯における因果関係 53
 幫助の因果関係 126
 飲酒酩酊 79
 隠匿 243
 インフォームド・コンセント 61
 営業犯 138
 営利の目的 56, 162
 おとり捜査 124

〈か〉

概括的故意 89
 拐取 161

加害目的 235
 価額追徴 305
 書かれざる構成要件 37, 199, 281
 確信犯 279
 覚醒剤中毒 78
 拡張解釈 15
 確定的故意 88
 科刑上一罪 132, 134
 瑕疵ある意思 214
 瑕疵ある意思表示 223
 過失 99
 過失の共同正犯 122
 過剰避難 68
 過剰防衛 64
 かすがい現象 137
 可罰的違法性 57
 科料 24
 過料 24
 簡易鑑定 80
 監護者 175
 監護者性交等罪 168
 監護者による性犯罪 175
 監護者わいせつ罪 168
 間接正犯 85, 110, 125
 間接暴行 148
 完全責任能力 79
 監督過失 105
 観念的競合 134, 176
 管理過失 105
 管理可能性 193
 危惧感説 102
 偽計 189
 危険犯 39
 キセル乗車 219
 偽造 261
 期待可能性 106
 規範的構成要件 97
 逆送 84
 客体の錯誤 91, 128
 客体の不能 117
 客観的処罰条件 302
 救護義務違反 47
 旧派 74
 急迫不正の侵害 63

判例索引

〈大審院〉

大判明 36・5・21	15, 194
大判明 43・10・11	57
大判明 44・12・19	234
大判大 3・4・29	294
大判大 3・7・24	117
大判大 4・2・10	47
大判大 4・5・21	199
大判大 4・10・20	261
大判大 6・9・10	116
大判大 7・11・16	112
大判大 7・12・18	45
大判大 8・3・31	292
大判大 10・10・24 刑録 27・643	191
大判大 13・8・5	95
大判大 15・4・20	235
大判大 15・9・23	234
大判昭 4・5・16 刑集 8・251	212
大判昭 7・9・12	234
大判昭 8・6・5	209
大判昭 8・11・30 刑集 12・2160	68
大判昭 9・2・24	261
大判昭 9・7・19 刑集 13・983	237
大判昭 9・10・19	110
大判昭 10・7・3	237
大判昭 10・9・28	107
大判昭 11・6・9	237
大判昭 12・11・6	68
大判昭 13・3・11	45
大判昭 13・11・18	124
大判昭 19・11・24	207

〈最高裁判所〉

最判昭 23・3・16 刑集 2・3・227	242
最判昭 23・5・1	129
最判昭 23・6・5 刑集 2・7・641	230
最判昭 23・11・18 刑集 2・12・1614	206
最判昭 24・3・8 刑集 3・3・276	229

最大判昭 24・5・18	70
最判昭 24・5・28 刑集 3・6・873	212
最判昭 24・7・7	148
最大判昭 24・7・22	178
最判昭 24・7・23 刑集 3・8・1373	138
最判昭 24・8・9 刑集 3・9・1440	290
最判昭 24・10・20 刑集 3・10・1660	240
最判昭 24・12・17 刑集 3・12・2028	129
最判昭 25・5・25 刑集 4・5・854	251
最判昭 25・7・4 刑集 4・7・1168	230
最判昭 25・7・11 刑集 4・7・1261	128
最判昭 25・11・28	95
最判昭 26・5・25 刑集 5・6・1186	227
最判昭 26・8・17 刑集 5・9・1789	97
最判昭 27・9・19 判夕 25・47	38
最判昭 28・1・23	296
最判昭 28・5・21	246
最決昭 29・5・6	109
最決昭 29・5・27 判夕 41・40	137
最判昭 30・4・8	216
最判昭 30・4・19	258
最大判昭 30・6・22	248
最決昭 30・7・7 判時 57・29	217
最判昭 30・10・14 判時 63・3	225
最判昭 31・12・7 刑集 10・12・1592	236
最大判昭 32・3・13 判時 105・76	97, 274
最判昭 32・3・28 判時 107・1	57
最決昭 32・5・22 刑集 11・5・1526	273
最判昭 32・9・13 刑集 11・9・2263	208
最判昭 32・10・4	263
最判昭 32・10・18 刑集 11・10・2663	95
最判昭 32・11・8	196
最判昭 32・11・19 刑集 11・12・3073	127, 231
最決昭 33・4・10	135
最判昭 33・4・18 刑集 12・6・1090	152
最大判昭 33・5・28 判時 150・6	121
最判昭 33・9・9 刑集 12・13・2882	45
最判昭 33・9・30	282
最判昭 33・11・21 判時 169・28	71, 144
最判昭 34・2・13	238
最判昭 34・5・7 刑集 13・5・641	186
最判昭 34・8・28	195
最決昭 34・9・28 刑集 13・11・2993	216
最判昭 35・3・18	160

著者紹介

佐々木 知子（ささき ともこ）

- 1978 神戸大学法学部卒業
- 1980 司法試験合格（1981～1983 司法修習生）
- 1983 東京地方検察庁検事
- 1991 名古屋法務局訟務部付検事
- 1993 アジア極東犯罪防止研修所教官
- 1996 法務総合研究所室長研究官
- 1998 東京地方検察庁室長検事
参議院議員（一期6年）
- 2003 厚生労働大臣政務官
- 2004～弁護士
- 2005～帝京大学法学部教授
- 2008 東京家庭裁判所調停委員（～2020年3月）

主要著書

- 『日本の司法文化』（文藝春秋、2000）
- 『少年法は誰の味方か』（角川書店、2000）
- 『誰にでも分かる刑法総論』（立花書房、2011）
- 『誰にでも分かる刑法各論』（立花書房、2012）
- 等、著書多数

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

警察官のためのわかりやすい刑法〔第2版〕

令和6年2月15日 第1刷発行

著者 佐々木 知子
発行者 橋 茂雄
発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成27年8月20日第1刷発行 令和5年1月20日第6刷発行
©2024 Tomoko Sasaki 印刷・製本 wisdom
乱丁・落丁の際は本社でお取替いたします。